



中華人民共和國國家標準

GB/T 19630.2—2005

有機製品 パート 2：加工

Organic Products—Part 2: Processing

2005-01-19 發布

2005-04-01 實施

中華人民共和國國家品質技術監督檢查檢疫總局發布

中國國家標準化管理委員會

前書き

GB/T19630《有機製品》は以下の4パートに分けられる：

- パート1：生産
- パート2：加工
- パート3：表示と販売
- パート4：管理体系

本パートはGB/T19630のパート2にあたる。

本パートは付録Aを規範として使用する付録とし、付録Bを資料として使用する付録とする。

本パートは国家認証認可監督管理委員会によって提出された。

本パート起草機関：杭州万泰認証有限公司、中国合格評定国家認可センター。

本パートの主要起草者：卢振辉、袁清、陈云华、徐娜、王茂华。

有機食品 パート 2: 加工

1. 範囲

GB/T19630 の本パートは有機加工に全般に通じる規範と要項を規程するものである。

本パートの基準は GB/T 19630.1 に準じて生産された未加工製品を原料として加工及び包装、貯蔵、輸送を行う全過程に適用される。

本パートの有機紡績品の適用範囲は綿花またはシルク繊維を材料とする製品に限る。

2. 規範として引用する文献

以下の文献中の条項は GB/T19630 の本パートでの引用を通じて本パートの条項ともなる。日付が記された引用文献については全て、その後発行された修正版・改訂版は等しく本パートには適用しない。しかし、本パートを根拠に協議を重ねる各方面の研究については、これらの文献の最新版を参考にすることを勧める。日付が記されていない引用文献については、その最新版を本パートに適用する。

GB4287 紡績染色全工業水汚染物排出水準

GB5749 生活飲用水衛生水準

GB14881-1994 食品企業通用衛生規範パート

GB/T18885-2002 生体紡績品技術要項

GB/T19630.1—2005 有機製品 パート 1 : 生産

3. 用語と定義

GB/T19630 の本パートでは下記の用語と定義を適用する。

3.1

原料

食品加工工程の中で使用、また最終的な製品の中に存在する物質のこと（食品添加剤を含む）。これらの物質の形は加工後には多少する変化可能性がある。

3.2

食品添加剤

食品の色、香り、味、栄養価などの改善や保存・加工の際に必要とされることから食品に添加される化学合成または天然物質。

3.3

加工補助剤

それ自体は製品の原料ではないが、加工・配合や処理の過程である種の工程を実現するために使用される物質またはもののこと。（設備や容器は含まない）

3.4

イオン放射線照射

食品中の微生物、寄生虫、害虫などを抑制して保存食にすることや、発芽や熟成などの生理現象の抑制を目的に使用される放射性核種（たとえばコバルト、セシウムなど）の放射線照射のこと。

4. 要項

4.1 総則

4.1.1 本パートがかかわる有機加工及びその後全ての工程に対して有効なコントロールを行い、それにより有機加工における完全性を保持すること。

4.1.2 有機食品の加工工場は GB14881—1994 の要項・条件を満たしていなければならない、その他の加工工場は国及び当該部門の関連する規定を満たすこと。

4.2 加工工場の環境

4.2.1 周囲には粉塵、有害な気体、放射性物質やその他拡散性の汚染源、ゴミ捨て場、糞場、野外トイレや伝染病病院、昆虫が大量発生する場所があってはならない。

4.2.2 生産地区にある建物と周囲の公道や道路の間には防護地帯がなければならない。

4.2.3 文書におこした衛生管理計画を制定し、以下の衛生面を保証しなければならない。

- a) 外部施設（ゴミ置き場、古くなった設備の保存場所、駐車場など）
- b) 内部施設（加工、包装と倉庫区）
- c) 加工と包装設備（酵母菌、細菌による汚染やカビの繁殖を防止する）
- d) 従業員の衛生（食堂、休憩室やトイレ）

4.3 原料、添加剤と加工補助剤

4.3.1 加工に使う原料はすべて認証を受けた有機原料か、天然または認証機構が使用許可を出したものを使用し、これらの有機原料は最終の製品のうち、重量または堆積ベースで総量の 95%を下回ってはならない。

4.3.2 有機原料が不足したときは、非人工合成の一般的な原料を使用してもよいが、全原料の総量の 5%を超えてはならない。有機原料が手に入るようになれば即刻、有機原料にシフトチェンジすること。非有機原料を使用した加工工場は全て必ず、その原料を 100%有機原料で賄えるようにするための計画を提出すること。

4.3.3 同一種類の原料が同時に有機、一般または転換成分を含むことは許されない。

4.3.4 原料としての水と食塩は国家食品衛生水準を満たすものでなければならない、またこれらは 4.3.1 に記される有機原料としては計算されない。

4.3.5 付録 A 中の添加材と加工補助剤を使用することは許可されており、使用条件は GB2760 に示される要項・条件を満たさなければならない。GB2760 に示される天然添加剤も使用可能である。その他の物質を使用する必要があるときは、付録 B 中の手順に従って当該物質を評価しなければならない。

4.3.6 ミネラル（微量元素を含む）、ビタミン、アミノ酸やその他動植物から抽出した物質を使用することは禁ずる。法律で必ず使用しなければならないと規定があるもの及び、その食物または栄養素中に著しく欠乏していると証明できるものは例外とする。

4.3.7 遺伝子組み換えによって得られた原料、添加剤と加工補助剤を使用することを禁ずる。

4.4 加工

4.4.1 有機加工は専用の設備を備えている必要があり、もし一般加工品と設備を共用しなければならない場合は、一般加工が終了してから徹底的な機器の洗浄を行いかつ洗浄剤の残留がないようにしなければならない。有機転換または一般製品の加工が終了してから有機製品の加工を開始する前に、ま

ず少量の有機原料を使って加工を行い、設備内に残っていた古い加工物をきれいにして外に出す（沖頂加工と呼ばれる）という手段をとってもよい。沖頂加工によって加工された製品は有機製品として販売してはならない。沖頂加工は記録を残さなければならない。

4.4.2 加工処理は食品の主要栄養成分を破壊しないように、機械を使用して冷凍、加熱、電子レンジ加熱、燻製等及び微生物発酵などの処理をしてよい。抽出、濃縮、沈殿や濾過などの処理をすることも可能だが、抽出に使用する溶剤は国家食品衛生水準を満たす水、エタノール、動植物油、酢、二酸化炭素、窒素及びカルボン酸のみを使用し、抽出と濃縮処理時にはその他の化学試薬を添加してはならない。

4.4.3 加工用水は GB 5749 の規定を満たさなければならない。

4.4.4 食品加工と貯蔵の過程でイオン放射線照射処理を施してはならない。

4.4.5 食品加工中にアスベストフィルター材や有害物質に汚染された可能性のあるフィルター材を使用してはならない。

4.5 有害生物予防

4.5.1 以下の管理措置を優先的に採用して有害生物の発生を予防すること。

a) 有害生物が繁殖する条件をなくすこと

b) 有害生物が加工・処理設備に接触することを防止すること

c) 温度、湿度、照明、空気等の環境因子をコントロールすることにより有害生物の繁殖を防止する。

4.5.2 有害生物を予防する設備や材料として、機械やフェロモン、におい、粘着性を使った有害生物捕獲用の道具、物理的な障害、珪藻土、音や光を出す機器の使用を許可する。

4.5.3 ビタミン D を基本有効成分とした薬剤を殺鼠剤として使用することを許可する。

4.5.4 GB/T19630.1-2005 付録 B 中の物質を使用することを許可する。

4.5.5 加工または貯蔵場所が有害生物による重大な侵食を受けたような緊急的な状況下では、漢方による噴霧や燻蒸処理を施すことを推奨し、硫黄の使用を制限する。もしも、一般的な燻蒸剤を使用して加工設備や貯蔵場所に燻蒸を施さなければならない場合は、必ず最初に有機製品を燻蒸場所から移動させ、燻蒸後最低でも 5 日が経過してから、有機製品を燻蒸場所に戻すようにすること。持久性や発がん性を持つ消毒剤や燻蒸剤の使用を禁止する。

4.6 包装

4.6.1 木、竹、植物の茎や和紙由来の包装材料を使用することを推奨し、衛生要項・条件を満たすその他の包装材料を使用してもよい。

4.6.2 包装はシンプルかつ実用的なものにして過度な包装を避け、包装材料のリサイクルを考慮すること。

4.6.3 二酸化炭素と窒素を包装充填剤に使用することを許可する。

4.6.4 合成殺菌剤・防腐剤・燻蒸剤を含む包装材料の使用を禁止する。

4.6.5 使用禁止物質に接触したことがある包装袋や容器に有機製品を包装したり入れたりすることを禁止する。

4.7 貯蔵

4.7.1 認証を受けた製品は貯蔵過程で他の物質の汚染を受けてはならない。

4.7.2 製品を貯蔵する倉庫は清潔で害虫がおらず、残留有害物質のない、5 日以内にいかなる使用禁止

物質による処理も受けていない場所でなければならない。

4.7.3 常温貯蔵以外に、以下の貯蔵方法を許可する。

- a)貯蔵室の空調制御
- b)温度制御
- c)乾燥
- d)湿度制御

4.7.4 有機製品はそれのみで保存されなければならない。一般製品と共に保存しなければならない場合は、倉庫内に特定の区画を作り、必要な包装やラベリングなど有機製品が非認証製品と混在しないような措置を取らなければならない。

4.7.5 製品の出入庫と在庫量は必ず文書記録を完備しなければならず、また対応する証票も保管しておかなければならない。

4.8 輸送

4.8.1 輸送用品は有機製品を積載する前に清潔に洗浄されていなければならない。

4.8.2 有機製品を輸送過程中に一般製品と混在させたり汚染されたりすることを避けなければならない。

4.8.3 輸送と積み下ろしの過程で、外包装上の有機認証マーク及び関連する説明には汚れや破れがあってはならない。

4.8.4 輸送と積み御そりの過程では完全な文書記録を作らなければならず、また対応する証票も保管しておかなければならない。

4.9 環境への影響

4.9.1 廃棄物の浄化と排出施設または貯蔵施設は生産場所から距離を置いていなければならず、かつ生産場所の風上に位置してはいけない。貯蔵施設は密閉されているか、覆い隠されている必要があり、清掃・洗浄や消毒がしやすくなければならない。

4.9.2 排出される廃棄物是对应する水準を満たしていなければならない。

4.10 紡績品

4.10.1 原料

- a)紡績品の繊維原料は 100%有機原料である必要がある
- b)原料を繊維に加工する過程では環境への影響を最小限に抑えるよう努めること。
- c)紡績品中の非紡績原料は生産、使用と廃棄処理の過程で環境と人間に危害を与えてはならない。

4.10.2 加工

a)紡績品の加工工程では最適な生産方法を採用し、それにより環境への影響の程度を最小限にすること。

b)人体と環境に有害な物質の使用を禁止し、使用する薬剤はどんな発がん性、発畸形性、アレルギー性の物質、哺乳動物に対する経口毒性 LD₅₀ が 2000 mg/kg より大きい物質を含んではいけない。

c)既知の生物蓄積されやすい、または生物分解されにくい物質の使用を禁止する。

d)紡績品の加工工程のエネルギー消費量を最小にし、可能なかぎり再生エネルギーを使用すること。

e)もし処理や設備において有機加工と一般加工の加工を分離することが、環境または経営に対して明らかに不利と分かる影響を及ぼす場合、有機紡績品と一般加工工程中の循環流体（アルカリ洗浄、

漿液、すすぎなどの工程)が接触するリスクを避ける限りにおいて、有機と一般処理を分離しなくてもよい。ただし、加工機関は有機紡績品が使用禁止物質に汚染されないことは保障しなくてはならない。

f)加工機関は有効な污水处理を施し、排水中の汚染物質濃度が GB4287 による規定を超過しないようにしなければならない。

g)最初に有機認証を得た年には、生産工程中の観光管理改善計画を制定すること。

h)煮蚕過程や洗毛過程に使用される全ての表面活性剤は生物分解されやすいものを選ぶこと。

i)漿液は分解されやすい、または少なくとも 80%が循環利用可能なものであるように。

j)シルケット処理の中で、水酸化ナトリウムまたはその他のアルカリ性物質を使用することを許可するが、最大限それをリサイクルするよう。

k)紡績油と編織油（針油）には生物分解されやすいものまたは植物由来の油剤を使用すること。

l)4.2 中で加工衛生に関連するもの、4.5 中で有害生物防止に関連するもの、4.6 中で貯蔵に関連するもの、4.7 中で輸送に関連するもの、4.8 中で包装に関連するものの規定は紡績品の加工にも適用される。4.3 中の原料や食品添加剤と加工補助剤に関連する規定は紡績品の加工には適用されない。

4.10.3 染料と染色および仕上げ

a)植物由来またはミネラル由来の染料を使用すること。

b) GB/T18885-2002 中に使用禁止と規定されている有害染料および物質、たとえば人体と環境に有害な有毒芳香族アミン、塩素酸フェノール、殺虫剤、有機塩素、ポリ塩化ビニル可塑剤、難燃剤などは使用を禁止する。

c)天然の印染増粘剤を使用してもよい。

d)生物分解されやすい軟化剤を使用してもよい。

e)汚水中に有機ハロゲン加工物を形成する物質を使用して印染設備の洗浄を行ってはならない。

f)染料中の重金属類の含有量は表 1 の指標を超えてはならない。

表 1 染料中の重金属含有量指標

金属名称	指標 mg/kg	金属名称	指標 mg/kg	金属名称	指標 mg/kg
アンチモン	50	ヒ素	50	バリウム	100
鉛	100	カドミウム	20	クロム	100
鉄	2500	銅	250	マンガン	1000
ニッケル	200	マーキュリー	4	セレン	20
銀	100	亜鉛	1500	スズ	250

4.10.4 製品

a)アクセサリー（ライニング、飾り、ボタン、ファスナー、縫合糸）は必ず環境に無害な材料を使用し、可能であれば天然の材料を使用すること。

b)製品の加工過程（サンドウォッシュ、水洗いなど）には人体と環境に有害な補助剤を使ってはならない。

c)製品中の有害物質含有量は GB/T18885-2002 の《生態紡績品技術の要項》における規定を超えてはならない。



中華人民共和國國家標準

GB/T 19630.3—2005

有機製品 パート 3 : 表示と販売

Organic Products—Part 3: Labeling and Marketing

2005-01-19 發布

2005-04-01 實施

中華人民共和國國家品質技術監督檢查檢疫總局發布

中國國家標準化管理委員會

前書き

GB/T19630《有機製品》は以下の4パートに分けられる：

- パート1：生産
- パート2：加工
- パート3：表示と販売
- パート4：管理体系

本パートはGB/T19630のパート3にあたる。

本パートは国家認証認可監督管理委員会によって提出された。

本パート起草機関：中国標準化研究員、中国合格評定国家認可センター等。

本パートの主要起草者：柳麗、劉文、王茂華、陳雲華、徐娜等。

有機製品 パート 3: ラベルと販売

1 適用範囲

本セクションではオーガニック製品の標識や販売に一般的な仕様と要件を規定する。

本セクションは、GB/T19630.1、GB/T19630.2 に準じて生産又は加工されて認可を得た製品の表示や販売に適用可能である。

2 規範として引用する文献

以下の文献中の条項は GB/T19630 の本セクションでの引用を通じて本セクションの条項ともなる。

日付が記された引用文献については全て、その後発行された修正版・改訂版は等しく本セクションには適用しない。しかし、本セクションを根拠に協議を重ねる各方面の研究については、これらの文献の最新版を参考にすることを勧める。日付が記されていない引用文献については、その最新版を本セクションに適用する。

GB/T 19630.1 有機製品 第1セクション：生産

GB/T 19630.2 有機製品 第2セクション：加工

GB/T 19630.4 有機製品 第4セクション：管理体系

3 専門用語と定義

以下の専門用語と定義については GB/T19630 の本項にも共通する。

3.1

表示

販売する製品上、製品の包装上、製品のラベル上、または説明材料の上に、当該製品の働きを示すために書かれる、または文字やイラストとして印刷されたもののこと。

3.2

認証マーク

製品の生産または加工の過程がオーガニック標準認証を満たしていることを証明する専用シンボル、イラスト及び文字の配列のこと。

販売

小売、卸売、直販、見本市、委託販売、流通及びその他全ての方式で、製品を市場に出す行動のこと。

4 表示通則

4.1 オーガニック製品は関係する国の法律・法規を遵守し、正しく表示を行なわれなければならない。

4.2 「有機」という単語の意味が本セクションと全く無関係である場合を除いて、「有機」という用語と中国有機製品認証マークは、GB/T19630.1、GB/T19630.2、GB/T19630.4 の要綱を満たして生産または加工された有機製品のみにしか使えない。

4.3 有機製品認証を受けていない製品は、有機製品認証マークの使用は出来ない。

4.4 マーク中の文字、イラスト、シンボルなどは目を引き、かつはっきりしたものでなければならない。イラストやシンボルについては直感的かつ標準的であり、文字やイラスト、シンボルの色は背景または地の色と対照的な色であるとよい。

4.5 表示に使用される文字は国が定めた規範漢字も用いなければならないが、対応するピンイン、外国語、少数民族文字を同時に併記することが出来る。しかしこれらの文字の大きさは漢字よりも小さくなければならない。

4.6 輸入される有機製品の表示や有機製品認証マークも本セクションの規定に準ずる。

4.7 輸出用の有機製品で、国外の有機標準または国外の買い手の要求準じて生産された製品は、その国またはその買い手の要求にしたがって表示をつけることが出来る。

5 製品の表示に対する要求

5.1 国家有機標準生産に照らして生産され、かつ有機製品認証を受けた製品は販売する製品名称の前に「有機」と冠することが出来、また製品上・包装上に中国有機製品認証マークと認証機関マークまたは認証機関名を施すことが出来る。

5.2 加工製品に配合される原料のうち、有機原料の含有率が 95%以上の製品は有機製品認証を受けられ、販売する製品名称の前に「有機」と冠することが出来、また製品上・包装上に中国有機製品認証マークと認証機関マークまたは認証機関名を施すことが出来る。

5.3 有機変換製品で、有機原料の含有率が 95%以上の製品は有機製品認証を受けられ、販売する製品名称の前に「有機」と冠することが出来、また製品上・包装上に中国有機製品認証マークと認証機関マークまたは認証機関名を施すことが出来る。ただし認証機関のマークは、有機変換製品を有機製品であるかのように消費者をミスリードする内容が含まれていてはいけない。

5.4 配合される原料のうち、有機原料の含有率が 70%以上 95%未満の加工製品は、製品名の前に「有機配料生産（有機原料配合生産）」と冠することができ、また認証を得た有機原料の配合比率を示さなければならない。

5.5 配合される原料のうち、有機原料の含有率が 70%以上 95%未満で、当該有機製品が転換期にある製品は、製品名の前に「有機変換配料生産（有機変換原料配合生産）」と冠することができ、また認証を得た有機変換原料の配合比率を示さなければならない。

5.6 有機原料の配合率が 70%未満の加工製品は、製品の成分表示表中の、認証を得た有機原料の箇所にも「有機」と表示することができる。また、有機原料の配合比率を示さなければならない。

5.7 有機原料の配合率が 70%未満の加工製品で、当該有機製品が転換期にある製品は、製品の成分表示表中の、認証を得た有機原料の箇所にも「有機変換」と表示することができる。また、有機変換原料の配合比率を示さなければならない。

6 有機原料配合率（%）の計算

6.1 固体の有機製品については、その有機原料配合率は以下の式（1）をもとに計算する。

$$\text{有機原料配合率} = \frac{\text{製品中の有機原料の総重量（水と食塩は含まない）}}{\text{製品の総重量（水と食塩は含まない）}} \times 100\% \dots\dots\dots (1)$$

6.2 液体の有機製品については、その有機原料配合率は以下の式（2）をもとに計算する。（濃縮を経て新しい組み合わせで作られたものについては原料配合量と製品そのものの濃縮物を基にして、有機原料配合量を計算しなければならない）

$$\text{有機原料配合率} = \frac{\text{製品中の有機原料の総体積（水と食塩は含まない）}}{\text{製品の総体積（水と食塩は含まない）}} \times 100\% \dots\dots\dots (2)$$

6.3 固体も液体も含む有機製品については、その有機原料配合率は以下の式（3）をもとに計算する

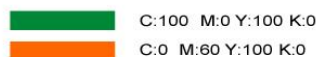
$$\text{有機原料配合率} = \frac{\text{製品中の有機原料の総質量（水と食塩は含まない）}}{\text{製品の総質量（水と食塩は含まない）}} \times 100\% \dots\dots\dots (3)$$

6.4 有機原料配合率は四捨五入して整えてよい。

7 中国有機製品認証マーク

7.1 中国有機製品認証マークと中国有機転換製品認証マークは、有機製品国家標準に準じて生産または加工され、認証機構の認証を経た、それにふさわしい有機製品または有機転換製品のみが使用可能である。

7.2 中国有機製品認証マークと中国有機転換製品認証マークの形と色は図1、図2に示すとおりでなければならない。



中国有機製品認証マーク



中国有機転換製品認証マーク

7.3 印刷された中国有機製品認証マークと中国有機転換製品認証マークははっきりとしており、分かりやすくしなければならない。

7.4 認証を得た製品のラベル、説明書や広告宣伝材料上に印刷される中国有機製品認証マークと中国有機転換製品認証マークは、比率をそのままに拡大又は縮小してもよいが、変形させたり、色を変えたりすることは出来ない。

8 認証機構表示

8.1 有機製品認証機構の表示または機構名称の印刷ははっきりと明確でなければならない。

8.2 有機製品認証機構の認証表示は、有機製品の国家標準に準じて生産または加工され、かつ当該認証機構により認証を受けた製品にしか使用してはいけない。

8.3 認証機構の表示に関連するイラスト、図案や文字は中国有機製品認証マークと中国有機転換製品認証マークより大きくてはならない。

9 販売条件

9.1 有機製品の完全性と可遡及性を保証するために、販売主は販売過程で以下の措置をとるようにすること。（この措置のみに限定はしない）

有機製品と非有機製品が混合することは避ける。

有機製品と本セクションで使用が禁止されている物質の接触を避けること。

有機製品の購買、輸送、貯蔵、出入荷の記録を作ること。

9.2 有機製品を入荷するとき、販売主は有機製品認証証明書などの証明材料を取得しておかねばならず、また有機原料の配合率が 95%より低く「有機原料配合生産」のように表記された製品を扱うときは、その有機製品の出所を証明できる証明材料を持っておかなければならない。

9.3 有機製品認証証書の真贋について検証を加え、また証書のコピーと保存しておくこと。

9.4 販売場所では有機製品販売専用の区画または陳列棚を作り、非有機製品の販売区画・棚とは分けること。

9.5 有機製品の販売専用区画・棚には有機製品認証証書のコピーを目に付く場所においておくこと。

9.6 GB/T 19630 の本セクションの表示にたいする条件を満たさない製品は、有機製品として販売を行なってはならない。



中華人民共和國國家標準

GB/T 19630.4—2005

有機製品 パート 4：管理体系

Organic Products—Part 4: Management System

2005-01-19 發布

2005-04-01 實施

中華人民共和國國家品質技術監督檢查檢疫總局發布

中國國家標準化管理委員會

前書き

GB/T19630《有機製品》は以下の4パートに分けられる：

- パート1：生産
- パート2：加工
- パート3：表示と販売
- パート4：管理体系

本パートはGB/T19630のパート4にあたる。

本パートは付録Aを規範として使用する付録とし、付録Bを資料として使用する付録とする。

本パートは国家認証認可監督管理委員会によって提出された。

本パート起草機関：中国緑華夏有機食品認証センター、中国合格評定国家認可センター。

本パートの主要起草者：郭春敏、李顯軍、高秀文、時松凱、王茂華、陳雲華、徐娜

有機製品 パート 4: 管理体系

1. 範囲

GB/T19630 の本セクションでは有機製品の生産、加工、取扱過程の中で形成及び維持されなければならない管理体系すべてに通じる規範と要項を規定するものである。

本セクションは有機製品の生産者、加工者、取扱主やその他関係する供給セクターに適用される。

2. 規範として引用する文献

以下の文献中の条項はGB/T19630の本セクションでの引用を通じて本セクションの条項ともなる。日付が記された引用文献については全て、その後発行された修正版・改訂版は等しく本セクションには適用しない。しかし、本セクションを根拠に協議を重ねる各方面の研究については、これらの文献の最新版を参考にすることを勧める。日付が記されていない引用文献については、その最新版を本セクションに適用する。

GB/T 19630.1 有機製品 第1セクション：生産

GB/T 19630.2 有機製品 第2セクション：加工

GB/T 19630.3 有機製品 第3セクション：標識と販売

3. 用語と定義

以下に示す用語と定義を GB/T 19630 の本セクションにおいては使用する。

3.1

有機製品生産者

本セクションに従って有機栽培、養殖および野生生物製品の採集に携わり、その生産事業者と製品がすでに有機認証機関の認証を受けており、その製品がすでに有機製品マークの使用許可を得ている機関または個人のこと。

3.2

有機製品加工者

本セクションに従って有機製品の加工に携わり、その加工事業者と製品がすでに有機認証機関の認証を受けており、その製品がすでに有機製品マークの使用許可を得ている機関または個人のこと。

3.3

有機製品取扱者

本セクションに従って有機製品の取扱、貯蔵、包装及び取引に携わり、その取扱事業主と製品が有機認証機関の認証を受けており、その製品がすでに有機製品マークの使用許可を得ている機関または個人のこと。

3.4

生産基地

有機栽培、養殖および野生生物製品の採集に携わる生産部門のこと。

3.5

内部監察員

有機製品の生産、加工、取扱事業者内で有機管理体系の審査を担当し、また有機認証機関と協力して調査や認証を行う人員のこと。

4. 要項

4.1 基本要項

4.1.1 有機製品の生産、加工、取扱主は合法的な土地の使用権と経営証明書類を持っていなければならない。

4.1.2 有機製品の生産、加工、取扱主は GB/T19630.1～GB/T19630.3 に示された要項・要求を基に有機生産、加工、取扱管理体系の形成と維持を行わなければならない、またその管理体系は本セクションの 4.2 において要求される一連の書類に準じて実施、保存されなければならない。

4.2 書類要項

4.2.1 有機生産、加工、取扱管理体系における書類は以下のものを含まなければならない。

- a)生産基地または加工、取扱場所の位置図
- b)有機生産、加工、取扱の品質管理手帳
- c)有機生産、加工、取扱の操作規程
- d)有機生産、加工、取扱の系統記録

4.2.2 精算基地、加工、取扱等を行う場所の位置図

縮尺に基づいて生産基地または加工、取扱場所の位置図を作成しなければならない。常に当該機関の状況にあわせて図を更新すること。図の中には以下の内容を必ず示すこと。(ただし、下記の内容のみには制限しない)

a)栽培区域の区画分布、野生生物採集、水産物水揚げ区域の地理分布、加工・取扱区の分布、水産養殖場、養蜂場の分布、畜産養殖場及び牧場、自由活动区、自由放牧区の分布

- b)河川、井戸やその他水源
- c)近隣・周辺の土地の利用状況
- d)畜産検疫隔離区域
- e)加工・包装機械室、原料・製品用倉庫およびそれに関連する各種設備の分布

4.2.3 有機製品生産、加工、取扱品質管理手帳

有機製品生産、加工、取扱品質管理手帳を作成および保持すること。当該手帳は以下の内容を含まなければならない。

- a)有機製品生産、加工、取扱主の簡単な紹介
- b)有機製品生産、加工、取扱主の経営方針と目標
- c)管理組織の組織図と関連する人員の責任と権限
- d)有機生産、加工、取扱実施計画
- e)内部検査
- f)追跡審査

g)記録管理

h)顧客からのクレーム処理

4.2.4 生産、加工、取扱操作規程

生産、加工、取扱操作規程を制定及び実行すること。操作規程中には少なくとも以下の内容を含まなければならない。

a)作物栽培、野生生物採集、畜産、養蜂、水産養殖など有機生産、加工、取扱の操作規程

b)有機製品と転換期製品及び非有機製品が混ざること禁止し、また有機生産・加工・取扱の過程で使用禁止物質による汚染を防止するための規程

c)作物収穫の規程および、収穫後の輸送、加工、貯蔵等各工程の管理規程

d)畜産、水産物等の屠殺、水揚げ、加工、輸送及び貯蔵等の管理規程

e)機械設備のメンテナンス、クリーニング規程

f)従業員の福利厚生と労働保護規程

4.2.5 書類の管理

有機製品の生産、加工、取扱主はその記録を作り、またそれを保存しなければならない。記録ははっきりと正確でなければならない、また有機生産、加工等の活動に有益な証拠を提供するようなものでなければならない。記録は少なくとも5年間保存し、かつ以下の内容を含まなければならない。(ただし下記の内容のみには制限しない)

a)土地、作物栽培と畜産、養蜂、水産養殖の履歴記録と、最後に使用禁止物質を使った時期とその使用量

b)種子、苗、種馬種牛など、繁殖材料の種類、産地、数量などの情報

c)堆肥に使用する原料の産地、比率、推計、堆肥生産の方法と使用量

d)病気、害虫、雑草などを抑制するために使用する物質に名称、成分、産地、使用方法と使用量

e)畜産養殖場及び養蜂場には、そのものが小屋の中で飼育されているということの登録表が完備されている必要があり、その中には当該施設に入ったすべての動物の詳しい記録（品種、産地、数量、施設入りの時期）を含む。さらに、施設を出るすべての動物の詳細な資料（年齢、屠殺時の重量、標識及び目的地など）も提供しなければならない

f)畜産養殖場及び養蜂場は、動物に使用した薬のすべての使用状況を記録しなければならない。その中には、薬の購入時期と提供会社、製品名称、有効成分及び購入数量、治療されるべき動物の識別方法、治療数、診断内容と薬の使用量、治療開始日と管理方法、その動物または製品を販売した最も早い日にちの情報を含まなければならない

g)畜産養殖場は種類、製品、産地などすべての飼料の詳しい情報を記録しなければならない。

h)原料購入、加工工程、包装、標識、貯蔵、輸送等の記録を含む加工記録

i)加工工場有害生物防止記録と、加工、貯蔵、輸送設備のクリーニング記録

j)原料と製品の出入庫記録、すべての購入領収書と販売領収書

k)ラベルとシリアルナンバーの管理

4. 3 資源管理

有機製品生産、加工主は有機生産・加工規模とその技術に見合う資源はもちろん、その運用に必要な人的資源とその訓練と保持に関する記録も備えていなければならない

4.3.1 有機製品の生産、加工の管理者は以下の要件を満たしていなければならない。

- a) 当該機関の責任者のうちひとりである
- b) 関連する法律、法規及び要項・条件にたいして理解がある
- c) GB/T19630.1～GB/T19630.4 の要項・条件を理解している
- d) 農業生産と加工、またはどちらか一方の技術知識または経験を 3 年以上持ち合わせている
- e) 当該機関の有機生産、加工と取扱管理体系及び生産・加工の工程を熟知している

4.3.2 内部監査員は以下の条件を満たしていなければならない。

- a) 関連する法律、法規及び要項・条件にたいして理解がある
- b) 被監査対象から相対的に独立している
- c) GB/T19630.1～GB/T19630.4 の要項・条件を熟知及び把握している
- d) 農業生産と加工、またはどちらか一方の技術知識または経験を 3 年以上持ち合わせている
- e) 当該機関の有機生産、加工と取扱管理体系及び生産・加工の工程を熟知している

4.4 内部監査

4.4.1 内部監査制度を確立しなければならず、それによって、有機生産、加工管理体系及び生産過程が GB/T19630.1～GB/T19630.4 の示す要項・条件を満たしていることを保証しなければならない。

4.4.2 内部監査は内部監査員によって担われなければならない。

4.4.3 内部監査員の職責は以下のようである

- a) 認証機関の監査と認証に協力する
- b) 本セクションに照らして当該企業の品質管理体系に対して監査を行い、本セクションの要項に違反しているものについてはそれを修正するよう意見を提出する
- c) 当該企業の追跡システムの全過程に対し、承認とサインをする
- d) 認証機関に対して内部監査の報告を提出する

4.5 追跡システム

有機生産の完全性を保証するため、有機生産・加工者は十全な追跡システムを構築しなければならない。実際の全生産過程を遡及できるだけの詳細な記録（たとえば区画図、農作業活動記録、加工記録、貯蔵記録、出入庫記録、販売記録など）を保存し、また追尾可能な生産シリアルナンバーシステムの構築も必要とされる。

4.6 継続的な改善

修正・予防措置を利用し、有機生産と加工の管理体系の有効性を絶えず改善し、有機生産・加工の健やかなる発展を促進し、有機生産・加工に不適、または潜在的に不適と思われる要素を解消してゆかなければならない。有機生産・加工主は以下のようにならなければならない。

- a) 不適となる原因を確定する
- b) 不適格が再び発生しないようにする措置の確保に対する要項・条件を評価する

- c)必要とされる措置を決定し、実施する
- d)採用された全ての措置の結果を記録する
- e)採用された全ての修正・予防措置を審査する